

教育基本法の慎重な見直しに関する意見書

今年3月、中央教育審議会は、教育基本法の全面改正を内容とした「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を答申し、政府におかれては、今通常国会にも改正法案の提出を目指しているところであります。

この答申では、「国を愛する心」などを教育基本法の中に新たに加えるよう、法律を改正することとしております。しかし、教育基本法は、教育が人格の完成を目指して行われるべきものと教育の目的について宣言し、主権者として国及び社会責任を持った国民としてその個々の能力を可能な限り伸ばすことを目指すとされております。

この教育基本法の理念は、生涯学習社会、完全学校週5日制という教育改革の新しい時代を迎えた今日でも、教育の基本とされるべきものであり、現在では子供たちのために、ゆとりと生きる力をはぐくみ、30人以下学級の実現など個に応じたきめ細やかな教育と、地域に開かれ、地域の願いに立った教育の実現が急がれております。

日本国憲法とともに戦後半世紀以上にわたって子供、地域の保護者、教職員などとともに歩んできた教育基本法の歴史的意義は、はかり知れないものがある一方、教育基本法の改正に関しては、十分な国民的議論が交わされているとは言えません。

よって、政府及び国会におかれては、次の事項を実現されるよう、強く要望します。

- 1 教育基本法については、中教審答申を受けて直ちに法案化するのではなく、国民的な合意形成を図る広範な議論を進め、国会に調査会を設置するなど慎重に対応すること。
- 2 教育振興基本計画については、教育基本法の見直し問題と切り離して、子供の願いにこたえる教育条件整備を推進するものとし、財政措置を講じた実効ある教育改革を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年7月4日

(提出先)内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣